

平成28年度総会・技術研修会開催される

平成28年6月2日(木)、埼玉県県民健康センターにおいて、平成28年度通常総会が開催されました。

● 会長挨拶

会員の皆様には、日頃より当協議会の活動につきまして、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

国は、平成24年4月に策定した第4次環境基本計画の中で、温室効果ガスの排出量を、2050年までに80%削減することを地球温暖化対策の長期的な目標として掲げております。

この目標の達成には、二酸化炭素の数百から数千倍の温室効果がある、代替フロン類の大気中への排出を抑制していくことが極めて重要であります。

近年、使用中の機器からフロン類が大気中へ排出されることが問題視されております。定期的な点検など、適切な管理により、フロン類の排出を未然に防ぐよう、お願いいたします。フロン類に関する問題への対策は現在進行形で進んでおります。会員の皆様方におかれましても、この機会にフロン排出抑制法について、より一層の御理解を賜りたいと思います。



● 議 事

1 報告事項

(1) 役員の変更について

人事異動に伴う変更がありました。

2 審議事項

(1) 平成27年度事業報告及び収支決算に関する件

平成27年度の事業実績と収支決算(収入 657,305 円、支出 343,292 円、差引額 314,013 円を平成28年度に繰越)が承認されました。

(2) 平成28年度事業計画及び予算に関する件

平成28年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を584,085 円とすることが承認されました。

○役員名簿(敬称略)

会 長 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)

副 会 長 加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長)

- 常務理事 石鍋 恵子（埼玉県環境部大気環境課長）
- 理事 平沼 一幸（埼玉県自動車販売店協会会長）
- 理事 齊藤 一雄（一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長）
- 監事 中新田 直生（株式会社市川環境エンジニアリング取締役）
- 監事 中島 辰衛（一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事）

■ 技術研修会

総会終了後、株式会社三菱総合研究所の永村知之主席研究員をお招きし、「フロン排出抑制法について」と題して、平成 27 年 4 月に施行されたフロン排出抑制法の概要について御講演をいただきました。

平成 27 年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成 27 年度のフロン排出抑制法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量の集計結果がまとまりました。

回収量は 213.5 トンであり、平成 26 年度と比較して約 4.4% の増加となりました。このうち、廃棄時等回収についてみると、平成 26 年度の 150.7 トンから 160.9 トンへと、約 6.7% の増加となりました。

国における平成 27 年度の廃棄時等のフロン類回収率は推計値で約 38% となり、前年度の約 32% に比べて増加しているものの、依然と低い水準です。フロン類の漏えい防止をするために、適切な機器管理や適正な冷媒充填及び回収行為を行う取組を進める必要があります。

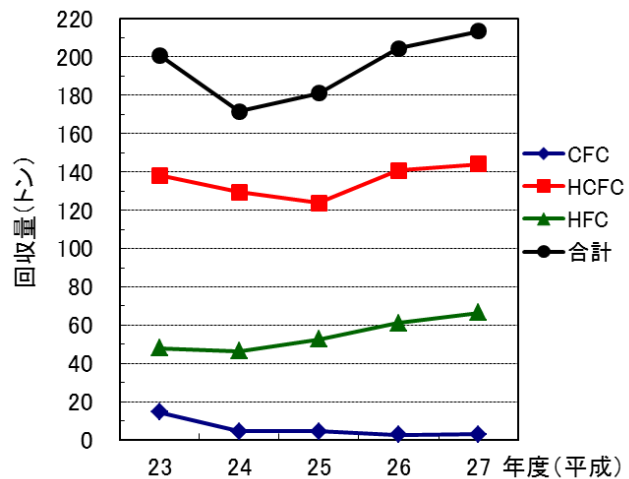


図1 フロン類回収量の推移 (廃棄・整備合計)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
廃棄時回収量	131.3	130.5	129.2	150.7	160.9
整備時回収量	69.6	49.9	51.9	53.9	52.6
合計	200.9	180.4	181.0	204.5	213.5

(単位:トン)

平成 27 年度フロン類算定漏えい量の集計結果

平成29年2月20日に、環境省及び経済産業省より、フロン排出抑制法に基づく平成 27 年度のフロン類算定漏えい量の集計結果が発表されました(<http://www.env.go.jp/press/103668.html>)。

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を多く漏えいした者(特定漏えい者:算定漏えい量の合計が年間 1,000t-CO₂ 以上となる者)に、その漏えい量(算定漏えい量)を国に報告させ、国が集計・公表する制度です。本制度は、機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することが目的です。

平成 27 年度算定漏えい量の報告を行った特定漏えい者数は 446 事業者、そのうち一か所で年間 1,000t-CO₂ 以上のフロンを漏えいした特定事業所は 259 事業所でした。

特定漏えい者からの算定漏えい量は 235 万 tCO₂ でした。フロン類の種類別で見ると、R-22 が 141 万 tCO₂ で特定漏えい者として報告された量の 60.0%、次いで R-404A (55 万 tCO₂、23.3%)、R-410A (13 万 tCO₂、5.4%)、R-11 (7.4 万 tCO₂、3.2%)、R-134a (5.6 万 tCO₂、2.4%)、R-12 (5.2 万 tCO₂、2.2%)、R-407C (3.8 万 tCO₂、1.6%)、R-23 (2.6 万 tCO₂、1.1%) の順でした。

報告のあった算定漏えい量を業種別で見ると、「各種商品小売業」(87 万 tCO₂、37.2%)からの算定漏えい量が最も多く、特定漏えい者からの算定漏えい量のうち約 4 割、次いで「飲食料品小売業」(50 万 tCO₂、21.2%)、「食料品製造業」(26 万 tCO₂、11.3%)、「化学工業」(17 万 tCO₂、7.1%)、「漁業(水産養殖業を除く)」(5.5 万 tCO₂、2.3%) の順となっています。

なお、埼玉県内での算定漏えい量は 11 万 tCO₂ で全国の 4.8%を占めています。業種別では「各種商品小売業」が全体の半分以上(5 万 9 千 tCO₂、51.6%)となっているのが特徴です。

県、国の指示とかたる点検に関する勧誘に御注意！

平成 27 年 4 月 1 日にフロン排出抑制法が施行されてから、県内でエアコンや冷凍冷蔵機器に関して、県や国の依頼を受けたかのようにかたり、点検調査の勧誘を行っている業者に対する相談が増えています。

<勧誘の事例>

「埼玉県の指示により、エアコンの点検調査に来た」として点検契約を結ぼうとする。

「国や県から、通知が来ているはずだ。点検を行わないと法令違反だ。」と点検契約を強要する。

フロン排出抑制法において、業務用冷凍空調機器の管理者には、機器の点検が義務づけられています。しかし、埼玉県が、特定の業者に、機器の点検を依頼することはありません。このような勧誘を行う業者は、埼玉県との関係は一切ありませんので、ご注意ください。

機器の維持管理方法は、信頼のおける業者に相談してください。

* 同様の事例について、環境省から、注意喚起されています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html) を御参考ください。

指定された冷媒以外を使用しない

冷凍空調機器に、指定された冷媒以外の冷媒を使用する例が報告されています。

冷凍空調機器は、その機器に封入する冷媒が指定されています。指定された冷媒と異なる冷媒を冷凍空調機器に封入すると、機械的不具合・誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性確保に重大な障害をもたらすおそれがあります。

特に、プロパンなどハイドロカーボン(HC)系を成分とした冷媒は燃焼性があり、漏れ等が生じた際、火災や爆発など重大災害に至るおそれがあり大変危険です。封入冷媒は、機器付属の説明書あるいは機器本体の銘板等に記載されています。必ず指定された冷媒を封入してください。

また、指定以外の冷媒を使用した場合、高圧ガス保安法などの法令違反になる場合やフロン回収業者が冷媒を回収できなくなる場合があります。

この件につきましては一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会のHP(<http://www.jraia.or.jp/info/conductor/index.html>)を御参考ください。

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成27年度事業でフロン回収の普及啓発物品としてメモ帳を作成しました。

各業界団体などに配布して普及啓発を依頼したほか、7月29日の産業廃棄物適正処理講習会などのイベントで配布し、業務用冷凍空調機器の管理者としてフロン類を適正な管理をするよう広く周知しました。



埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>